政令

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十六号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は、令和九年四月一日とする。

環境大臣　笹川　博義
内閣総理大臣　高市　早苗

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十七号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項各号列記以外の部分及び第二号イ並びに第三項並びに第三条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（法第三条の三第二項の政令で定める既存工作物が設置されている区域の境界からの距離等）

第七条の二　法第三条の三第二項の政令で定める数値は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる距離及び同表の下欄に掲げる数値とする。

事業の区分	距離	数値
一　別表第一の五の項のホ又は同表の五の項のヘに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、二・〇
二　別表第一の五の項のト又は同表の五の項のチに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・三
三　別表第一の五の項のワ又は同表の五の項のカに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・一

別表第一の二の項を次のように改める。

二　法第二条第二項第一号ロに掲げる事業の種類	イ　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位があっては、同条第一号の常時満水位）における貯水区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上の新規ダム（当該ダムがダム水力発電所の設備となる場合にあっては、当該ダムに係る水力発電所の出力が二万キロワット以上である場合に限る。）の築造（当該ダムの新築と当該ダムに係る水力発電所の設置とを含む。）の事業（当該事業を実施しようとする者が二以上あるときは、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が当該事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業を実施しようとする者）であって、河川法第九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第四十五号）第四十五条第二号に係る場合に限る。）の規定により都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について行う河川工事（以下単に「河川工事」という。）の区域内において行うもの	貯水面積が七十五ヘクタール未満であるダムの新築（当該ダムがダム水力発電所の設備となる場合にあっては、当該ダムに係る水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上であるものに限る。）の事業（当該事業を実施しようとする者が二以上あるときは、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が当該事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業を実施しようとする者）であって、河川法第九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第四十五条第二号に係る場合に限る。）の規定により都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について行う河川工事	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・一

ロ　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位があっては、同条第一号の常時満水位）における貯水区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築（当該ダムがダム水力発電所の設備となる場合にあっては、当該ダムに係る水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上二万キロワット以下であるものに限る。）の事業（当該事業を実施しようとする者が二以上あるときは、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が当該事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業を実施しようとする者）であって、河川法第九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第四十五条第二号に係る場合に限る。）の規定により都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について行う河川工事（以下単に「河川工事」という。）の区域内において行うもの | | |